

**人口減少対応型過疎地域等政策支援事業
(空き家等活用促進タイプ)**

企画提案審査要領

令和 8 年 7 月

**岩手県ふるさと振興部
地域振興室**

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（空き家等活用促進タイプ）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（空き家等活用促進タイプ）企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションについて、資料4別紙に定める「審査基準」に基づき、審査を行うものとする。
- (3) 選考委員会は、参加者以外には非公開とする。

2 選考委員会の開催日時及び場所

選考委員会の開催日及び場所は下記のとおりとする。集合時間等は、別途参加者に通知する。

【予定】 開催日：令和8年7月29日（水）午前

場 所：岩手県盛岡地区合同庁舎（岩手県盛岡市内丸11番1号）

3 審査方法及び県への報告等

- (1) 選考委員会の委員は、審査基準に基づき評価・採点を行い、順位に応じて予め定めた順位点を付与するものとし、選考委員会は、各委員がつけた順位点を合計した総順位点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総順位点が同点の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (2) 参加者が1者のみであった場合も、選考委員会において企画提案書等に基づく採点を行い、平均点が60点以上であった場合に、本業務を実施するにふさわしい者として県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

審査基準

1 審査項目等

審査項目	審査の観点	配点
企画提案内容	業務目的を理解し、的確な提案となっているか	20
	①支援内容は具体性・実効性があるか ②支援の手法は具体的なものとなっているか	20
	①提案に専門的な知見が十分に示されているか ②提案内容に独自の工夫や先進性があるか	20
業務実施体制	①スケジュールは、具体的かつ本業務を達成するのに適当なものであるか。 ②市町村からの相談に対応可能な体制となっているか。	20
業務実績	①業務実績は、提案内容を確実に実行できる十分なものと認められるか ②提案内容を確実に実施できる体制となっているか	10
積算の妥当性	積算項目・金額は、企画提案内容と整合性がとれているか	10
計		100

2 採点基準

評価	10点配点の項目	20点配点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
普通	6	12
やや不十分である	4	8
不十分である	2	4

3 順位点

順位	順位点
1位	5
2位	3
3位	1